

## 第2章 景観形成にかかる取り組み

本章では、景観法をはじめとした様々な制度による景観形成の取り組みとして、景観法に基づく景観形成の届出の対象区域、全市および景観形成地区の届出対象行為、景観形成基準、また屋外広告物や公共施設の景観形成、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針などの景観形成のために必要な事項について定めています。

### 1 全市を対象とした景観形成基準

#### (1) 景観形成の方針

景観形成については、第1章 基本計画 2 景観まちづくりの基本的な考え方 における『景観まちづくりの理念』『景観まちづくりの目標』『景観まちづくりの取り組み方針』を踏まえることとします。

#### (2) 届出を要する区域

届出を要する区域は、景観形成地区を除く朝来市全域とします。



図 朝来市景観計画区域

### (3) 届出対象

届出を要する行為は下記の通りとします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m を超え、または建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが 10m を超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が 15m)を超え、またはその敷地の用に供する面積が、1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

### (4) 景観形成基準

下記を市全域（景観形成地区を除く。）の景観形成基準とします。

項目	基準		
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。</li> <li>・分棟したり、雁行配置とするなど、周辺景観との調和を配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界からのセットバックなど近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>・壁面位置のそろっている所では、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。</li> <li>・高さがそろっている所では、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	
	外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系において概ね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> </li> <li>・分節したり、雁行させるなど、周辺と調和した意匠とするよう努める。</li> <li>・側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・街路景観のそろっている所では、意匠の連続性に配慮する。</li> <li>・低層部では、単調な無窓の長大な壁面などを作らないよう努める。</li> <li>・街角などの多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。</li> </ul>	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、外壁及び建具の色に準ずるものとする。</li> </ul>	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。工業農業等生産・流通系の建築物でやむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。</li> <li>・屋上設備については、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切に覆う等の措置を講じる。工業農業等生産・流通系の建築物で覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。</li> <li>・屋外階段については、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>	
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場部は、通りから自動車が見えにくくし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。</li> <li>・ベランダについては、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>	
	門、塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺とのつながりや調和を考え、敷地際の構成に配慮する。</li> </ul>	
	その他	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>
		植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある植栽に努める。</li> <li>・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事務所等に係わるものについては適用しない。</li> </ul>

項目		基準
工作物	配置	・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。
	高さ	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。
	意匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・外壁の基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。
	材料	・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。
	植栽	・周辺の植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

## 2 景観形成地区

### (1) 景観形成地区の指定方針

特に朝来らしい特徴的な景観があり、景観を活かしたまちづくりが積極的に展開されている地区などを対象として、地域住民等の合意のもとに「景観形成地区」として指定します。

#### 1) 地区指定の視点

- ①朝来市の中で重点的に景観形成を図る必要があると認められる地区
- ②文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第5号に規定する文化的景観を有する地区
- ③景観を活かした地域の活性化や地域再生に向けた住民の積極的な取り組みが展開されている地区
- ④その他、市長が必要があると認める地区

### (2) 景観形成の方針と景観形成基準

#### 1) 竹田（竹田景観形成地区）

朝来山等の山腹を背景とし、ゆるく弧を描く円山川に縁取られた、平入り屋根の続く町並みの竹田城跡からの俯瞰や、山城遺構と古城山を背景とする円山川の眺望などに配慮しながら、城下町としての通り景観、古城山の麓に連なる社寺、そして地場産業である家具づくりなど、竹田に蓄積された昔ながらの景観資源を保全継承するとともに、快適な住機能を備えたまちづくりを進めるため、次のゾーンに分けて景観を形成していきます。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。

#### ①竹田景観形成地区の景観形成の方針

##### ○竹田城跡景観形成ゾーン

円山川から見た場合に市街地の背景となる竹田城跡及びそれを頂く古城山の緑豊かな東斜面の景観を保全するとともに、それらと調和した市街地景観の形成を図ります。

##### ○寺町景観形成ゾーン

古城山の麓に連なる寺社とそれに沿って流れる水路によって形成される町並みを保全しつつ、歴史性を感じさせる景観の形成を図るとともに、寺町景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

○一般市街地町家景観形成ゾーン

伝統的な町家が連なって形成される町並みや円山川との調和に基調をおいた景観形成を図るとともに、町家景観通り及びふるさとの川景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

○家具のまち景観形成ゾーン

竹田の顔である歴史的な地場産業としての家具工場などがあるゾーンであり、竹田らしさの創出に配慮しつつ、円山川沿岸や竹田城跡から見ても魅力のある景観の形成を図るとともに、ふるさとの川景観通りを設定して魅力ある通り景観の形成を進めます。

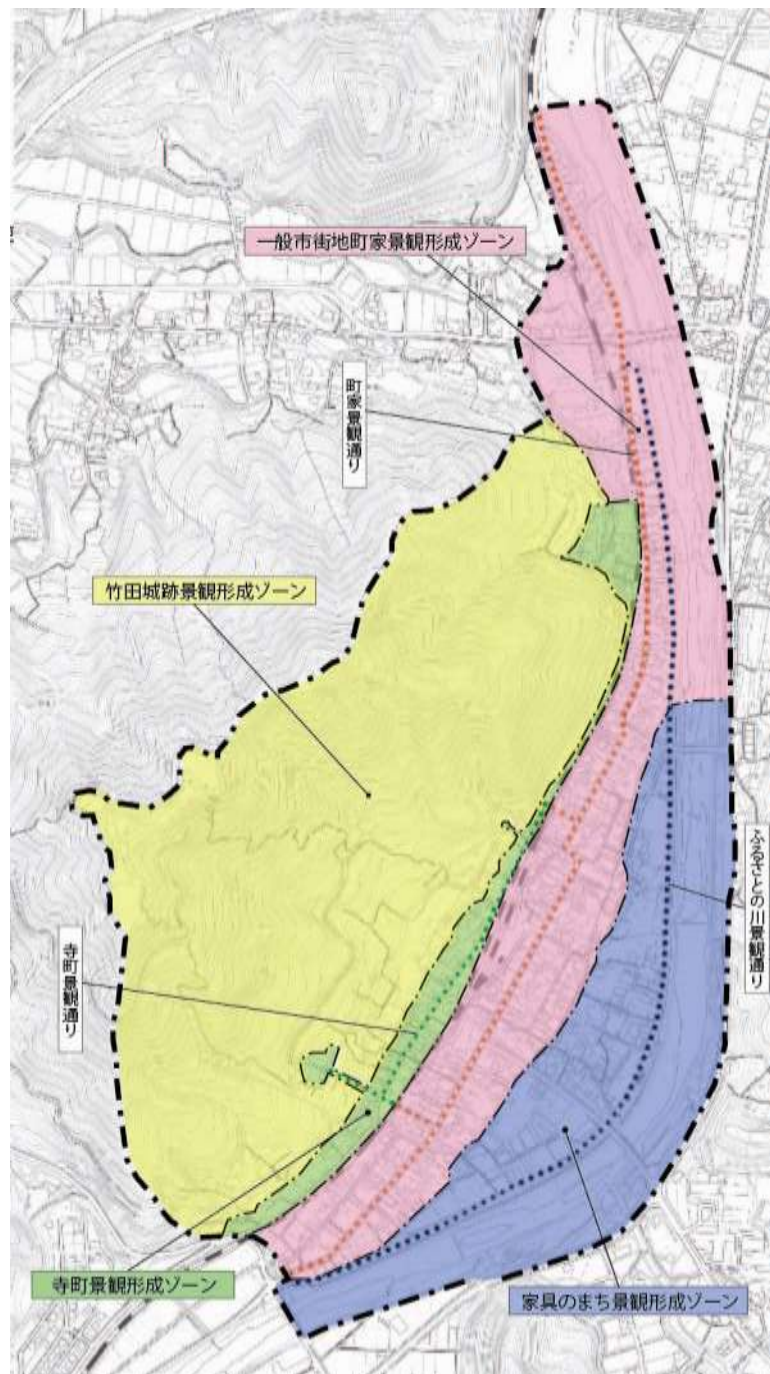


図 竹田景観形成地区の区域

## ②竹田景観形成地区の届出対象

下記の行為を竹田景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

## ③竹田景観形成地区の景観形成基準

下記を竹田景観形成地区の景観形成基準とします。

項目	竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	一般市街地町家景観形成ゾーン	家具のまち景観形成ゾーン
建築物	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面の位置は、壁面が連なるように、できるだけ隣接する建物の壁面にそろえる。</li> <li>・駐車スペースを確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、門及び塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>	/
			<ul style="list-style-type: none"> <li>（ふるさとの川景観通り）</li> <li>・河川に接している敷地にある壁面の位置については、できるだけ堤防敷から離れるように努める。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は3階以下とする。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は2階以下とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は3階以下とする。</li> </ul>	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こう配屋根とし、黒または灰色の和瓦とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩は黒または灰色とする。</li> <li>色相は0YR(橙)から10YRまでとし、明度4以下、彩度は1以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こう配屋根とし、黒または灰色の和瓦とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩は黒または灰色とする。</li> <li>色相は0YR(橙)から10YRまでとし、明度4以下、彩度は1以下とする。</li> <li>・特徴あるうだつや越屋根の保全を図る。</li> <li>・道路に面する1階部分のひさしの位置は、隣家とそろえるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（町家景観通り）</li> <li>・屋根こう配は周辺の建築物と同様の程度のものとする。</li> </ul>	/
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（ふるさとの川景観通り）</li> <li>・背景となる竹田城跡と手前の円山川の流れなどの周辺景観との調和に努め、対岸からの眺望にも配慮する。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（外壁）・白ないし灰色または茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> <li>・色相は5YR(橙)から10Y(黄)までとし、明度4～9.5、彩度は4以下とする。</li> </ul>		
外壁及び建具	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>（町家景観通り）</li> <li>・建具の色は茶系統とする。</li> <li>・壁面及び窓、格子等の建具の意匠については、伝統的意匠を基本とし、町並みを損なわないようにする。</li> </ul>	/

項目	竹田城跡景観形成ゾーン	寺町景観形成ゾーン	一般市街地町家景観形成ゾーン	家具のまち景観形成ゾーン	
建築物	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の内部に取り込むか、目立たない位置にする。</li> <li>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし、外部から見えにくいように設置する。</li> </ul>			
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並みと調和した意匠及び色彩とする。</li> <li>・案内板、広告物などの掲出物は、周囲の町並みと調和した意匠、形状、材料及び色彩となるように努める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日除けテント等については、町並みと調和するよう意匠及び色彩に配慮する。</li> </ul>
		門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	(寺町景観通り) <ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀の仕上げは、しっくい塗り、板張り、石ばり、またはこれらに類するものとする。</li> <li>・門、塀は和瓦ぶきに努める。</li> </ul>	
	その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に低、中、高木を適切に配置し、周辺の緑地環境との調和に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具工場等大規模な敷地については、対岸からの眺望に配慮した植栽や、敷地内に低、中、高木を適切に配置するなど、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>
		水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗きよ化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど、周辺と調和させ、一体的な修景に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路景観を考慮し、水路等の安易な暗きよ化を避け、周辺と調和させるなど、一体的な修景に努める。</li> </ul>
工作物	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>			
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁を設置する場合は、石積み(野面積み等)にするなど、周辺との調和に努める。</li> </ul>			
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> <li>・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくしないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。</li> <li>・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>			
開発行為	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・長大な法面や擁壁が生じないようにする。</li> </ul>			
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の植生にあわせて緑化を行う。</li> </ul>			

## 2) 生野（口銀谷景観形成地区、奥銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区）

生野鉱山と鉱山まちの文化的景観について、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定し保存活用すべく調査研究等が進められています。

このような口銀谷、奥銀谷、太盛の各地区において、新たなまちづくりを視野に入れながら、鉱山の町として栄え独特の風情が残る景観を、山際の緑と町なみ眺望などに配慮しながら、河川、山容とともに保全、修景、創造していくために、次のとおりゾーンを区分しながら景観の形成を図っていくこととします。

なお、口銀谷地区において、市街地景観形成ゾーンのうち、小路景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないように小路景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準じることとし、寺町景観形成ゾーン又は市川景観形成ゾーンと境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準についても、同様にそれぞれの景観形成基準に準じることとします。

さらに、奥銀谷地区においても、上筋・小野景観形成ゾーンのうち、市街地景観形成ゾーンとの境界をなす道路に面する建築物に適用する景観形成基準については、上筋・小野景観形成ゾーンに係る景観形成基準にかかわらず、通り景観として違和感が生じないように市街地景観形成ゾーンに係る景観形成基準に準ずることとします。

また、市長が景観審議会などの意見を聴いたうえ、当地区の優れた景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等については、これによらないことができます。

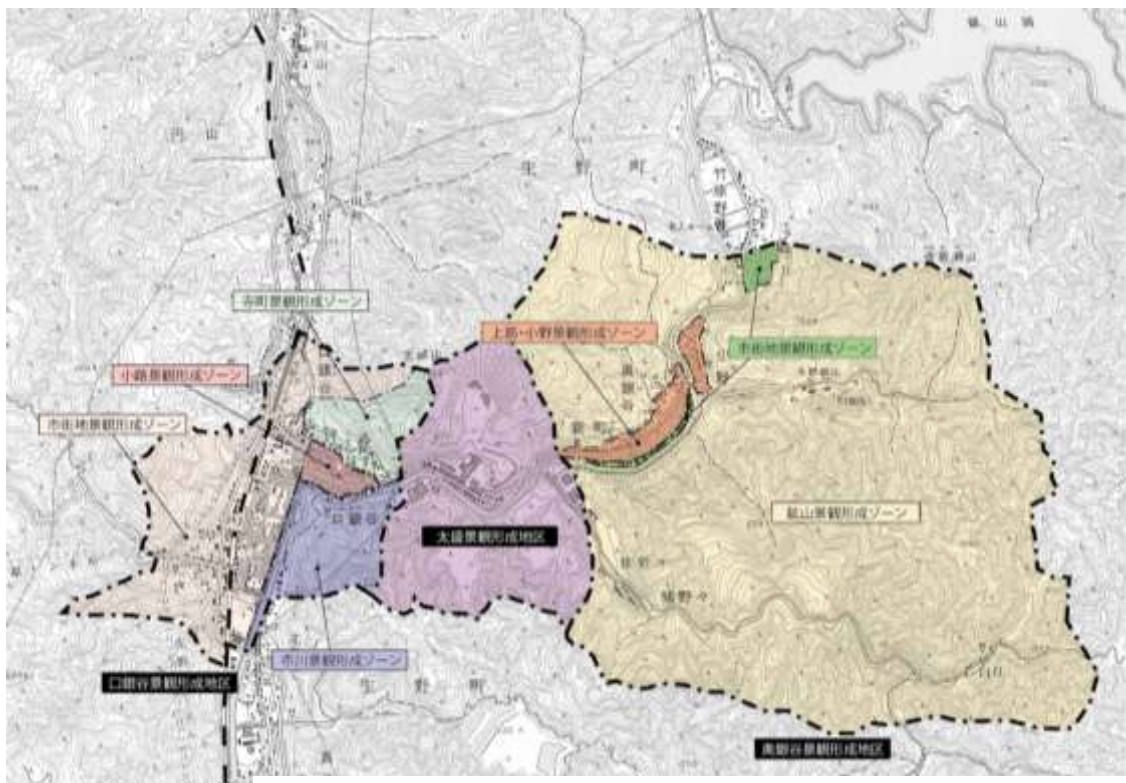


図 口銀谷、奥銀谷、太盛の各景観形成地区の区域



## ①口銀谷景観形成地区の景観形成の方針

## ○寺町景観形成ゾーン

口銀谷地区北部丘陵地の麓に連なる寺院を中心とした重量感のある擁壁などを備えたゾーンで、既存の素材（石、カラム石など）の活用を図るとともに、山際の緑を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

## ○小路景観形成ゾーン

旧鉦山社宅、由緒ある通り名称（寺町通り、日向通り、小日向通り、本町通り、下小路通り、宮町通り）など鉦山町の風情が色濃く残るゾーンで、鉦山まちの特徴を生かしながら、景観の保全及び修景を行います。

## ○市川景観形成ゾーン

市川の天然護岸と右岸に残るトロッコ道のアーチ、左岸の山際の緑などが特徴のゾーンで、市川と一体になった眺望景観を意識しながら、景観の保全及び修景を行います。

## ○市街地景観形成ゾーン

主にこれからの口銀谷地区における拠点として新たなまちづくりが行われるゾーンで、鉦山まちの特徴と山際の緑を生かし、点在する伝統様式住宅との調和を図りながら、景観の修景及び創出を行います。

## ②口銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を口銀谷景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

### ③口銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を口銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

項目		寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
建築物	高さ	階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。				
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は瓦葺きとする。</li> <li>・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。</li> </ul> ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度0.5以下 ②色相5R~5YR、明度2以上4以下、彩度4以下				
		外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。</li> <li>・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。</li> <li>①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下</li> <li>②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下</li> <li>なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面は、漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。</li> <li>・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。</li> <li>・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。</li> <li>①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下</li> <li>②色相2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下</li> <li>なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。</li> <li>・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。</li> <li>①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下</li> <li>②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下</li> <li>なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。</li> </ul>	基調となる色は、周囲も建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。
	建築設備等	(建具)・格子や駒寄せを設置するよう努める。 ※駒寄せとは、建物と道路際の溝石までの軒下に設ける柵をいう。 ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。				
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出は行わない。</li> </ul>	
	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のカラミ石積塀の保全に努める。</li> <li>・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。</li> <li>・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	
	その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存の樹木の保存に努める。</li> <li>・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。</li> </ul>			

項目	寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
	高さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。			
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したければけしなく落ち着いたものとする。			
	擁壁	・既存の石積及びカラム石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。		・既存の石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	
自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けしなくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。				
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。			
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。			

#### ④奥銀谷景観形成地区の景観形成の方針

##### ○上筋・小野景観形成ゾーン

新町、奥銀谷の上筋沿道や小野において、路地に並ぶ伝統的建築物を生かしながら、居住地としての歴史的・文化的な景観の保全や修理、修景を行います。

##### ○市街地景観形成ゾーン

緑ヶ丘や、新町及び奥銀谷の国道 429 号沿道において、鉦山社宅群の系譜を受け継ぐ景観の特徴を生かしながら、定住人口の維持を視野に居住地としての景観の保全や修景を行います。

##### ○鉦山景観形成ゾーン

周囲の山並みや山際の緑、トロッコ道や水路など特徴ある鉦山遺産との調和をめざし、景観の保全及び修景を行います。

#### ⑤奥銀谷景観形成地区の届出対象

下記の行為を奥銀谷景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

#### ⑥奥銀谷景観形成地区の景観形成基準

下記を奥銀谷景観形成地区の景観形成基準とします。

項目		奥銀谷景観形成地区		
		上筋・小野景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	鉢山景観形成ゾーン
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。</li> </ul>		
	外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面は漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。</li> <li>・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。</li> <li>・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。</li> <li>①全色相、明度2以上9.5以下、彩度2以下</li> <li>②色相2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下</li> <li>なお、漆喰を用いる場合はこの限りではない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（建具）</li> <li>・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。</li> </ul>		
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は瓦葺きとする。</li> <li>・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。</li> <li>①全色相（無彩色も含む）、明度2以上5以下、彩度1以下</li> <li>②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。</li> <li>①全色相、明度2以上5以下、彩度1以下</li> <li>②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下</li> </ul>
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し見えないようにする</li> </ul>		
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。</li> <li>・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出は行わない。</li> </ul>		
	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のカラミ石積塀の保全に努める。</li> <li>・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。</li> <li>・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>
	その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木の保存に努める。</li> <li>・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。</li> </ul>	
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。</li> </ul>		
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。</li> </ul>		
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。</li> </ul>		
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。</li> <li>・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の石積擁壁の保全に努める。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> <li>・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。</li> <li>・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>		
開発行為	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・長大な法面や擁壁が生じないようにする。</li> </ul>		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の植生にあわせて緑化を行う。</li> </ul>		

⑦太盛景観形成地区の景観形成の方針

近代化遺産や特徴ある鉱山施設との調和をめざし、近代から続く鉱工業地としての景観の保全や修景を行い、雇用の確保や鉱工業をはじめとする産業の維持・継続に努めます。

⑧太盛景観形成地区の届出対象

下記の行為を太盛景観形成地区の届出の必要な行為（届出対象行為）とします。

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為面積が3,000㎡を超えるもの

※仮設の行為、軽微な行為等は適用除外とします。

⑨太盛景観形成地区の景観形成基準

下記を太盛景観形成地区の景観形成基準とします。

項目	太盛景観形成地区	
建築物	高さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。
	屋根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	外壁及び建具	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
	その他 植栽	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。

項目		太盛景観形成地区
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。
	高さ	・高さは山及び森のスカイラインを切らないよう努める。
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけばけばしくなく落ち着いたものとする。
	擁壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。
	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。